

サイバーシルクロード八王子 規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、サイバーシルクロード八王子（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、八王子市内の中小企業並びに本会会員企業が、次世代を見据えた持続的な事業展開と雇用維持・拡大が図れるよう、八王子の多様な資源を活用し、他の支援機関とも連携しながら、新産業創出（新たなビジネスモデルの創出）及び起業家創出に貢献する活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 異業種連携を促進するための場づくり、きっかけ作りに資する事業
- (2) 新産業創出に向けた各種プロジェクト、テーマ別勉強会の開催
- (3) 新製品・新サービス等のマーケティング支援
- (4) 次代を担う人材（企業家及び起業家）の発掘、育成
- (5) 本会事業の周知、情報発信
- (6) その他本会の目的の達成に必要な事項に関すること

第二章 会 員

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する企業、大学、市民、市民団体等をもって会員組織を構成する。

2 会員は、本会より発信する行政等の支援施策や活動情報をメール等で受け取ることができる。

3 本会に加入を希望する者は、加入申込書を事務局に提出する。

4 会費は徴収しない。

5 本会の会員は、次の場合に退会する。

- (1) 会員より退会する旨の申し出があった場合。
- (2) 本会が解散した場合。
- (3) 事務局からの連絡に長期に渡り応答がない場合、又は連絡不能となった場合。
- (4) 本会の事業運営に支障を来す行動があった場合。

第三章 役 員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名以内

運営委員 12名以内（会長・副会長を含む）

- 2 運営委員は、八王子商工会議所会頭が選任する。
- 3 会長は、運営委員の中から互選する。
- 4 副会長は、会長が運営委員の中から指名する。
- 5 本会に前項の役員のほか、必要に応じて、顧問を置くことができる。

(任期)

第6条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、会務を執行する。
- 4 顧問は、本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 5 本条各項の規定において、役員に事故ある時は、又は欠けた時の緊急やむを得ない場合には、他の役員がその職務を代行する。

第四章 会 議

(会議の種類)

第8条 会議は運営委員会及び事業報告会とする。

- (1) 運営委員会
- (2) 事業報告会
- 2 会議は、会長がこれを招集し、会長が議長となる。
- 3 運営委員会は、過半数の出席及び委任をもって成立する。
- 4 事業報告会は、本会の各事業やプロジェクト等の進捗報告並びに会員相互の交流親睦を図ることを目的として、年1回以上開催する。

(運営委員会の決議事項)

第9条 運営委員会において次の事項を決議し、又は承認する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 予算及び決算に関する事
- (4) 役員の選任及び解任に関する事
- (5) 本会組織の解散に関する事
- (6) その他必要と認める事項

(議決)

第10条 議事の議決は、出席した運営委員の過半数の同意を要する。可否同数の時は、議長が決定する。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、会議を招集するいとまのない場合における緊急な事項については、これを専決処分することができる。

- 2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し、その承認を得な

ければならない。

(研究会等の設置)

第 12 条 第 3 条の事業を推進するにあたり、本会に研究会、プロジェクトチームを置くことができる。

2 研究会等の設置、運営に関して必要な事項は、運営委員会が別に定める。

第五章 庶務及び会計

(事務局)

第 13 条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置き、事務局員をおく。また必要がある時は、事務補助員をおくことができる。

2 事務局は、八王子商工会議所内に置く。

3 事務局員は、八王子商工会議所職員が専従若しくは兼務により従事する。

(経費)

第 14 条 本会の経費は、補助金、事業収入及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第六章 雑 則

第 16 条 本会は、規約に定めるもののほか、その業務の運営に関し、必要な事項について、細則を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 本規約は、平成 13 年 10 月 23 日から実施する。

2 本規約は、平成 15 年 7 月 2 日から実施する。

3 本規約は、平成 20 年 5 月 30 日から実施する。

4 本規約は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。